

鳥取県パブリックコメント実施要領

1 目 的

鳥取県民参画基本条例第7条（平成25年鳥取県条例第3号）の趣旨を踏まえ、県の主要な施策や重要な条例等（以下、「政策案」という。）の立案に当たって、その主旨や内容などを広く県民に公表して意見を求め（以下、「パブリックコメント」という。）、県民から寄せられた意見を参考にして最終的な意思決定を行うことにより、県民の県政参画への推進を図るとともに、県の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

2 対象となる政策案

次のいずれかに該当する場合は、原則としてパブリックコメントを実施しなければならない。

- (1) 県政運営及び政策の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画の立案又は廃止
- (2) 県民生活に与える影響が大きい条例その他の施策の立案又は廃止
- (3) その他重要な事項

3 パブリックコメントの周知方法

- (1) 県民課は、担当課と協議の上、政策案の概要及び問い合わせ先等を取りネットに掲載することにより県民に広く周知し意見を募集する。
なお、必要に応じて新聞による広報を併せて実施する。
- (2) 担当課は、県民が政策案を理解するために必要な公表資料を作成し、とりネットに掲載するとともに、県民課、各総合事務所等県の窓口に備え付ける。また、県民からの要望に応じて適宜提供する。
なお、上記2（1）のパブリックコメントの実施に当たっては、提案しようとする議会の一つ前の議会の最初の常任委員会の開催日までに実施するよう努めること。
- (3) 上記のほか、担当課は、次に掲げる方法を必要に応じて活用し、広く県民に周知するよう努める。
 - ア 説明会、意見交換会等の開催
 - イ 報道機関への発表・資料提供
 - ウ 県の発行する広報紙（県政だより等）等への掲載
 - エ 印刷物の配布
 - オ その他担当課が適当と認める方法

4 パブリックコメントの実施

- (1) 事前公表
県民が県政の主要な政策案について参画する機会を把握しやすくするために、県民課は毎年度当初に、当該年度に行うパブリックコメントの項目、概要、実施時期等を公表することとし、また、その後の追加・中止についても公表する。
- (2) 実施時期
担当課は、公表しようとする政策案等の検討段階、県民に求める内容を考慮し、意見募集と意見集約に時間的余裕をもって適期に政策案を示すこと。
特に上記2（1）に係るパブリックコメントの実施に当たっては、再検討・修正が想定されるため、十分な時間的余裕をとること。
- (3) 公募資料
担当課がパブリックコメントに関する資料を作成する際には、県民から意見等を求める事項を明確に提示し、県民にとって分かりやすい説明表現や資料となるように工夫すること。
- (4) 複数の広聴手法の組み合わせ
パブリックコメントを実施する場合には、積極的に県民に説明する機会を設け、県民との意見交換を行うこと。また、県政参画電子アンケートなど他の広聴手法も組み合わせ実施するよう努めること。

5 県民の意見等の募集方法及び募集期間

- (1) 県民からの意見等の募集方法は郵便、ファクシミリ、電子メール又は県民課及び各総合事務所等に設置する意見募集箱等によるものとする。

- (2) 意見の提出に当たっては、住所・氏名・連絡先等の記載は任意とし、収集した個人情報利用目的をあらかじめ明らかにすること。
- (3) 県民からの意見等の提出先は担当課とし、募集期間は1か月程度とする。

6 県民の意見等の活用及び公表

- (1) 担当課は、県民から提出された意見を十分考慮して、政策案等について最終的な意思決定を行うものとする。
- (2) 担当課は、提出された意見等に対する県としての考え方を各意見の趣旨ごとに取りまとめ、提出された意見等と併せて次に掲げる方法で速やかに公表するとともに、提出意見の応募結果を別紙様式により県民課に報告する。
 - ア とりネットへの掲載
 - イ 県民課、各総合事務所等県の窓口等での縦覧、配布
 - ウ 県議会への報告等
 - エ 報道機関への発表・資料提供
 - オ 県の発行する広報紙等への掲載
 - カ その他担当課が適当と認める方法
- (3) 県民課は、随時パブリックコメント実施状況を取りまとめ、とりネットを通じて公表するものとする。

7 所要経費の負担

新聞による広報に要する経費は県民課が負担する。
その他の必要経費については、担当課が負担する。

8 県民の声等対応責任者の職務

- 県民の声実施要領（平成13年11月30日付県民第437号県民室長通知）の「8 県民の声等対応責任者の設置」に規定する県民の声等対応責任者は、パブリックコメントの実施に際して、次の職務を担う。
- (1) パブリックコメントの実施について総括し、実施スケジュールを把握するなど進行管理に努めること。
 - (2) パブリックコメントを円滑に実施するよう、所属内職員に対して、公表資料の作成、県民への周知等について指導・助言を行うこと。

9 その他

- (1) 担当課は上記2（1）及び（2）のパブリックコメントに関し意見を伺っておくべき個人、団体等がある場合には、パブリックコメントとは別に、適時に個別に意見を伺うこと。
- (2) この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は、県民課長が別に定める。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年2月7日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月16日から施行する。

附 則

この要領は平成23年2月9日から施行する。

附 則

この要領は平成24年2月6日から施行する。

附 則

この要領は平成24年3月22日から施行する。

附 則

この要領は平成26年2月12日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年8月28日から施行する。

附 則

この要領は令和元年8月7日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。